

出荷制限指示後の管理の考え方

養殖により生産されたものを除くいわな（以下「いわな」という。）の出荷管理については、福島県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、いわなの出荷制限が指示された長瀬川支流酸川（支流に限る）においては、①所属組合員にいわなを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対していわなを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でいわなを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているいわなを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。